

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合

理事長 三木 秀一

被扶養者認定に係る国内居住要件の追加について

日頃は、当組合の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険の被保険者に扶養されている方（以下「被扶養者」という。）については、現在、被扶養者の居住地の要件がないため、海外に居住している家族についても身分関係や生計維持関係の要件を満たせば被扶養者として認定されていますが、今般、健康保険法等の一部改正により、令和 2 年 4 月 1 日より被扶養者の認定要件に「国内居住要件」が追加されることになりました。

また、現在、国外に居住する被扶養者については、新たに認定要件となる「国内居住要件」を満たさないことから、令和 2 年 4 月 1 日以降、被扶養者から除外することになりますので、被扶養者異動届と保険証の返却が必要となります。

ただし、日本に居住していない被扶養者であっても、留学など日本国内に生活の基礎があると認められる者については例外的に「国内居住要件」を満たすこととなります。

なお、改正された内容及び手続については下記のとおりとなりますので、被扶養者の認定事務について事務担当者及び被保険者の方々に對し周知くださいますようお願いいたします。

記

1 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

2 改正内容(認定要件)

(1) 日本国内に住所を有する者「国内居住要件」

市町村の住民基本台帳で住民登録されているかで判断し、住民票が日本国内に有る者は原則、国内居住要件を満たすこととなります。

(2) 日本に住所がない場合でも例外的に認められる者「国内居住要件の例外」

①外国において留学する学生

②外国に赴任する被保険者に同行する者

③観光、保養又はボランティア活動その他、就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者

⑤①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して国内に生活の基礎があると認められる者

(3) 日本国内に住所が有る場合でも、国内居住要件の適用を除外すべき特別の理由により、認められない者「国内居住要件の適用除外」

①「医療滞在ビザ」で来日した者

②「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者

(4) 経過措置

今回改正により被扶養者でなくなる者であって、令和2年4月1日(施行日)時点で保険医療機関に入院している被扶養者の資格について、その入院期間中の資格は継続されますので、退院後は被扶養者から除外となります。

3 令和2年4月1日以降の被扶養者の手続き

(1) 新たに被扶養者として申請する場合

「被扶養者異動届」と従来の扶養認定に必要な書類に加えて、「国内外転居届」(国外居住者のみ)、「住民票」を添付し届出してください。ただし、マイナンバーの登録がある場合は「住民票」の省略が可能です。

また、「国内居住要件に例外」に該当する者は以下の事由による証明書類を添付し届出をしてください。

例外事由	証明書類
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他、就労以外の目的一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断

(注) 証明書類が外国語で作成されているときは、翻訳者の記名押印をした翻訳文を添付してください。

(2) 被扶養者が「国内居住要件」等の認定要件を満たさなくなった場合

「被扶養者異動届」に保険証等を添付して、届出をしてください。